

立命館大学における「独占禁止法教室」の開催について

令和3年12月13日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として、経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員等による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 令和3年12月20日（月）
4時限目 14：40～16：10
- 2 場 所 立命館大学 びわこ・くさつキャンパス
コーニングハウスⅠ 304号教室
滋賀県草津市野路東1丁目1-1
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所
所長 真淵 博
- 4 対象者 立命館大学 経済学部「産業組織論」受講者
- 5 内 容 「最近の競争政策の展開」

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、令和3年12月17日（金）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 総務課
	電話 06-6941-2173（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

❖ 独占禁止法教室の授業内容

大学生向けの独占禁止法教室は、通常の講座（例：「独占禁止法」、「経済法」、「産業組織論」、「産業経済学」など）や外部講師による特別講座などに対して、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。

競争法の目的や学生が将来、経済活動に参加する際に直面する独占禁止法とのかかわりについて講義し、学生からの質問にお答えしています。

❖ 独占禁止法教室の授業風景



❖ 独占禁止法教室の感想

- 公正取引委員会の活動、競争法について、具体的なイメージをもつことができました。（学生）
- 履修した独占禁止法をより深く理解することができました。（学生）
- 違反事例を交えながら、独占禁止法・下請法等について説明をいただいたことで、概要が分かり易かった。（教授）
- 独占禁止法が世の中の様々な経済活動にかかわっていることを知ることができ、社会人になる上での参考となりました。（学生）

❖ 独占禁止法教室の実績（全国）

年度	中学校	高校	大学
平成30年度	61校	54校	121校
令和元年度	57校	56校	120校
令和2年度	29校	9校	96校

【主な開催校（令和2年度 近畿地区）】

福井県立大学、近畿大学、帝塚山大学、和歌山大学、関西学院大学、甲南大学、立命館大学法科大学院、京都大学、大阪大学、神戸市外国語大学、関西大学 など

【お問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所
 総務課 担当：新宮^{しんみや}、鈴木
 TEL 06-6941-2173（直通）

